

◎佐賀県条例第34号

佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例

佐賀県農業大学校条例（昭和58年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第9条</p> <p>授業料及び入学試験手数料（以下「授業料等」という。）は、知事が特別の理由があると認めるときは、<u>減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(授業料等の還付)</p> <p>第10条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、<u>知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第9条 <u>授業料は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により知事の認定を受けたときは、減免するものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に定める場合のほか、</u>授業料及び入学試験手数料（以下「授業料等」という。）は、知事が特別の理由があると認めるときは、<u>減免</u>することができる。</p> <p>(授業料等の還付)</p> <p>第10条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、<u>次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項の規定による授業料の減免を受けた場合</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県農業大学校条例第9条の規定は、令和2年4月1日から適用する。